

鳥取県版緑の雇用支援事業実施要領（平成29年3月23日付第201600189232号鳥取県農林水産部長通知）新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第1 略 第2 事業の内容 1 事業内容 (1) 略 (2) 未来を担う林業人材育成研修（1年目） 研修対象者に対して、森林・林業に関する専門知識、基本的な技術技能、組織的かつ効率的な技術・技能等を習得させるための研修であって、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施要領（平成23年4月1日22林政経第225号林野庁長官通知、以下「国版緑の雇用事業実施要領」という。）に基づくフォレストワーカー（林業作業士）研修又は同等の内容と認められる次に掲げるアからシの内容及び県が認めるス、 <u>セ</u> の内容とする。 ア～ス 略 <u>セ 種苗生産（山林用種苗生産管理）</u> (3)～(5) 略 2～5 略 第3～第8 略			第1 略 第2 事業の内容 1 事業内容 (1) 略 (2) 未来を担う林業人材育成研修（1年目） 研修対象者に対して、森林・林業に関する専門知識、基本的な技術技能、組織的かつ効率的な技術・技能等を習得させるための研修であって、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施要領（平成23年4月1日22林政経第225号林野庁長官通知、以下「国版緑の雇用事業実施要領」という。）に基づくフォレストワーカー（林業作業士）研修又は同等の内容と認められる次に掲げるアからシの内容及び県が認めるスの内容とする。 ア～ス 略 (3)～(5) 略 2～5 略 第3～第8 略		
別表1（第2の2及び3関係）			別表1（第2の2及び3関係）		
研修の種類	林業事業者等の要件	略	研修の種類	林業事業者等の要件	略
共通	1 略 <u>2 「種苗生産」研修を実施する場合は、鳥取県山林樹苗協同組合に参加する事業者であること。</u> 3 略 4 略 5 略 6 略 7 略	略	共通	1 略 2 略 3 略 4 略 5 略 6 略	略
略	略	略	略	略	略

別表2 (第2の5関係)

トライアル雇用研修経費の算出

経費区分		考え方
研修推進費	助成対象額	<p>研修対象者1人当たり、月毎に支払われた基本給に、労災保険料及び手当（住居手当及び通勤手当を除く。）の合計額（以下、「トライアル基本給等」という。）の月額助成上限額は、未来を担う林業人材育成研修（国活用型）に移行する予定の場合 162,600円、その他の場合 67,200円とする。</p> <p>ただし、研修生への支給実績が助成上限額を下回る場合は支給実績額とする。</p> <p>また、就業規則等に基づき住居手当又は通勤手当を支給している場合にあっては、住居手当及び通勤手当の合計（「以下、「住居・通期手当」という。）の月額助成額上限を 33,000円として、支給実績に応じた額を加算できる。</p>
	略	略
	算出例	<p>【例1】 略</p> <p>【例2】 略</p>
略		

別表3 (第2の5関係)

研修推進費の算出（未来を担う林業人材育成研修）

経費区分		基本及び考え方
研修推進費	助成対象額	<p>研修対象者1人当たり、月毎に支払われた基本給等の月額助成上限額は、県単独型の場合 67,200円、国活用型の場合 162,600円（※ただし、研修1年目については、定着率に応じて下表のとおり変動）とする。</p>

別表2 (第2の5関係)

トライアル雇用研修経費の算出

経費区分		考え方
研修推進費	助成対象額	<p>研修対象者1人当たり、月毎に支払われた基本給に、労災保険料及び手当（住居手当及び通勤手当を除く。）の合計額（以下、「トライアル基本給等」という。）の月額助成上限額は、未来を担う林業人材育成研修（国活用型）に移行する予定の場合 156,400円（令和4年11月以降は、162,600円）、その他の場合 61,000円（令和4年11月以降は、67,200円）とする。</p> <p>ただし、研修生への支給実績が助成上限額を下回る場合は支給実績額とする。</p> <p>また、就業規則等に基づき住居手当又は通勤手当を支給している場合にあっては、住居手当及び通勤手当の合計（「以下、「住居・通期手当」という。）の月額助成額上限を 33,000円として、支給実績に応じた額を加算できる。</p>
	略	略
	算出例	<p><u>※例1、例2について、令和4年11月以降、基本給等の月額助成上限額が変更となるため注意すること。</u></p> <p>【例1】 略</p> <p>【例2】 略</p>
略		

別表3 (第2の5関係)

研修推進費の算出（未来を担う林業人材育成研修）

経費区分		基本及び考え方
研修推進費	助成対象額	<p>研修対象者1人当たり、月毎に支払われた基本給等の月額助成上限額は、県単独型の場合 61,000円（令和4年11月以降は 67,200円）、国活用型の場合 156,400円（令和4年11月以降は 162,600円）（※ただし、研修1年目については、定着率に応じて下表のとおり変動）とする。</p>

また、就業規則等に基づき住居手当又は通勤手当を支給している場合にあっては、住居・通勤手当の月額支給額の上限を 33,000 円として、支給実績に応じた額を加算できる。

定着率	上限額
100%	167,370 円
80%以上 100%未満	162,600 円
60%以上 80%未満	157,830 円
60%未満	153,460 円

※いずれも県の月額助成額の上限は、67,200 円とする。

略	略
算出例	<p>【例 1】略</p> <p>【例 2】略</p>

別表 4 (第 2 の 5 関係) 略

また、就業規則等に基づき住居手当又は通勤手当を支給している場合にあっては、住居・通勤手当の月額支給額の上限を 33,000 円として、支給実績に応じた額を加算できる。

令和 4 年 1 0 月以前

定着率	上限額
100%	161,170 円
80%以上 100%未満	156,400 円
60%以上 80%未満	157,630 円
60%未満	147,260 円

※いずれも県の月額助成額の上限は、61,000 円とする。

令和 4 年 1 1 月以降

定着率	上限額
100%	167,370 円
80%以上 100%未満	162,600 円
60%以上 80%未満	157,830 円
60%未満	153,460 円

※いずれも県の月額助成額の上限は、67,200 円とする。

略	略
算出例	<p>※例 1、例 2 について、令和 4 年 1 1 月以降、基本給等の月額助成上限額が変更となるため注意すること。</p> <p>【例 1】略</p> <p>【例 2】略</p>

別表 4 (第 2 の 5 関係) 略

別表5 (第2の5関係)

農林水産コラボ研修経費の算出

経費区分		基本及び考え方
林業研修	研修推進費	研修対象者1人当たり、月毎に支払われた基本給等の月額助成上限額は、 <u>162,600円</u> とする。ただし、研修生への支給実績が助成上限額を下回る場合は支給実績額とする。 また、就業規則等に基づき住居手当又は通勤手当を支給している場合にあつては、住居・通勤手当の月額支給額の上限を33,000円として、支給実績に応じた額を加算できる。
	技術習得研修経費	略
略		

様式第1号～様式第3号 略

様式第4号 (第4の1 (1)、(5)、(7)及び第4の2 (1)、(4)、(6)関係)

略

略	略		
研 修 科 目	作業種/研修日数	略	略
	①～⑩ 略	略	略
	⑪ <u>特用林産</u>	略	略
	⑫ <u>種苗生産</u>	略	略
略	略	略	略

略

様式第4号 別紙1 略

様式第4号 別紙2 (研修実施計画書に添付)

事業体登録票

略

別表5 (第2の5関係)

農林水産コラボ研修経費の算出

経費区分		基本及び考え方
林業研修	研修推進費	研修対象者1人当たり、月毎に支払われた基本給等の月額助成上限額は、 <u>156,400円(令和4年11月以降は162,600円)</u> とする。ただし、研修生への支給実績が助成上限額を下回る場合は支給実績額とする。 また、就業規則等に基づき住居手当又は通勤手当を支給している場合にあつては、住居・通勤手当の月額支給額の上限を33,000円として、支給実績に応じた額を加算できる。
	技術習得研修経費	略
略		

様式第1号～様式第3号 略

様式第4号 (第4の1 (1)、(5)、(7)及び第4の2 (1)、(4)、(6)関係)

略

略	略		
研 修 科 目	作業種/研修日数	略	略
	①～⑩ 略	略	略
	⑪ <u>特用林産(きのこ生産管理)</u>	略	略
略	略	略	略

略

様式第4号 別紙1 略

様式第4号 別紙2 (研修実施計画書に添付)

事業体登録票

略

事業 体 の 経 営 実 績	項目	略
	略	
	下刈 (ha)	
	<u>その他 ()</u>	
新規雇用者 (人)		

事業 体 の 経 営 実 績	項目	略
	略	
	下刈 (ha)	
新規雇用者 (人)		

略

略

① 主伐、間伐、植栽、下刈以外の事業を主に営む事業体の場合は、その他欄に項目名と実績を記載する。

- ① 略
- ② 略
- ③ 略
- ④ 略
- ⑤ 略

- ② 略
- ③ 略
- ④ 略
- ⑤ 略
- ⑥ 略

様式第8号 (第5の1 (1)、第5の4 (1) 及び第5の6 (1) 関係)

様式第8号 (第5の1 (1)、第5の4 (1) 及び第5の6 (1) 関係)

略

略

略	略	略	略
研 修 科 目 (林 業)	作業種/研修日数	略	略
	①～⑩ 略	略	略
	⑪ <u>特用林産</u>	略	略
	⑫ <u>種苗生産</u>	略	略
略	略	略	略

略	略	略	略
研 修 科 目 (林 業)	作業種/研修日数	略	略
	①～⑩ 略	略	略
	⑪ <u>特用林産 (きのこ生産管理)</u>	略	略
略	略	略	略

略

略

様式第8号 別紙1 略

様式第8号 別紙1 略

様式第8号 別紙2 (研修実施計画書に添付)

様式第8号 別紙2 (研修実施計画書に添付)

事業体登録票

略

事業体 の 経 営 実 績	項目	略
	略	
	下刈 (ha)	
	<u>その他 ()</u>	
	新規雇用者 (人)	

略

① 主伐、間伐、植栽、下刈以外の事業を主に営む事業体の場合は、その他欄に項目名と実績を記載する。

- ② 略
- ③ 略
- ④ 略
- ⑤ 略
- ⑥ 略

様式第9号～様式第10号 略

附 則

この要領は、令和5年2月21日から施行する。

事業体登録票

略

事業体 の 経 営 実 績	項目	略
	略	
	下刈 (ha)	
	新規雇用者 (人)	

略

- ① 略
- ② 略
- ③ 略
- ④ 略
- ⑤ 略

様式第9号～様式第10号 略